平成２６年（フ）第１３１１号
大阪府高槻市津之江町１丁目63番４号
債務者　搆口　一一
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３１７号
大阪府八尾市南本町７丁目４番11―223号
債務者　山本こずえ
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８５号
福岡県行橋市大字下崎496番地４　鳥井原第２団地２号
債務者　中村　翔平
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第６号
福岡県豊前市大字八屋1810番地11
債務者　黒瀬　　文
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第８号
福岡県京都郡みやこ町犀川大坂1150番地
債務者　村上　光男
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
福岡県築上郡築上町大字椎田1754番地１
債務者　島内　初江
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第１４７４号
埼玉県上尾市富士見１丁目11番29号
債務者　井関　笑子
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１５３号
埼玉県和光市下新倉５丁目４番30号　ＨＰマンション303
債務者　松村　安雄
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２１４号
さいたま市浦和区北浦和５丁目15番４号　コーポ桜103
債務者　岩崎　陽子
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２１６号
埼玉県川口市上青木西１丁目17番29号　ビュート１―201号、旧住所埼玉県川口市坂下町４丁目５番11号　クレールメゾン103号
債務者　村木　元晴
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２２１号
さいたま市桜区大字神田288番地３　ニューロイヤルハイツ201
債務者　小坂　明美
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２２５号
埼玉県川口市大字道合1409番地の１　道合神戸住宅Ｂ―102号
債務者　平中　つま
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２３０号
埼玉県蕨市塚越４丁目６番２号　ふじよし荘201号
債務者　菊地　富美
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８０号
埼玉県熊谷市久下2037番地　グリーンハイツＡ―103
債務者　髙橋　　進
1　決定年月日時　平成26年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１０号
愛知県豊田市平和町７丁目20番地19　森部龍一方、前住所愛知県瀬戸市西米泉町25番地の１　サンフォンテーヌ102
債務者　渡邉　美鈴
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第５９号
大阪府岸和田市南町40番17号
債務者　坂本　達泰
1　決定年月日時　平成26年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第９６号
大阪府泉南郡熊取町大久保中３丁目４番20―102号
債務者　原　　時夫
1　決定年月日時　平成26年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係